

令和2年9月第3回八街市議会定例会会議録（第6号）

1. 開議 令和2年10月2日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 小 向 繁 展
- 2番 栗 林 澄 恵
- 3番 木 内 文 雄
- 4番 新 見 準
- 5番 小 川 喜 敬
- 6番 山 田 雅 士
- 7番 小 澤 孝 延
- 8番 角 麻 子
- 9番 小 菅 耕 二
- 10番 木 村 利 晴
- 11番 石 井 孝 昭
- 12番 桜 田 秀 雄
- 13番 林 修 三
- 14番 山 口 孝 弘
- 15番 小 高 良 則
- 16番 加 藤 弘
- 17番 京 増 藤 江
- 18番 丸 山 わき子
- 19番 林 政 男
- 20番 鈴 木 広 美

1. 欠席議員は次のとおり

なし

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北 村 新 司
副	市 長	橋 本 欣 也
総 務 部	長	大 木 俊 行
総務部参事(事) 財政課長		會 嶋 禎 人
市 民 部	長	吉 田 正 明

経 済 環 境 部 長	黒 崎 淳 一
建 設 部 長	市 川 明 男
会 計 管 理 者	高 梨 富 美 子
水 道 課 長	海 保 直 之

・連絡員

総務部参事(事)秘書広報課長	鈴 木 正 義
総務部参事(事)総務課長	片 岡 和 久

.....

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長	加 曾 利 佳 信
教 育 次 長	関 貴 美 代

.....

○農業委員会

・議案説明者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	梅 澤 孝 行
-------------------	---------

.....

○監査委員事務局

・議案説明者

監 査 委 員 事 務 局 長	柿 沼 典 夫
-----------------	---------

.....

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	日 野 原 広 志
副 主 幹	中 嶋 敏 江
副 主 幹	須 賀 澤 勲
主 査	嘉 瀬 順 子
主 任 主 事	今 関 雅
主 任 主 事	村 山 のり子

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程(第6号)

令和2年10月2日(金)午前10時開議

日程第1 発議案の上程

発議案第4号から発議案第5号

提案理由の説明

委員会付託省略、質疑、討論、採決

日程第2 議案第14号

委員長報告、質疑、討論、採決

日程第3 議案第3号から議案第13号、

議案第15号から議案第17号

委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（鈴木広美君）

ただいまの出席議員は20名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告いたします。

最初に、10月1日までの受理した陳情1件につきましては、その写しを配付しておきました。

次に、市長の専決処分事項に指定されている報告1件が議長宛てに提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、監査委員から8月予算執行分に係る月例出納検査報告書と、各会計の決算審査意見書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、各常任委員会及び決算審査特別委員会付託事件について、各委員長から審査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

以上で報告を終わります。

日程第1、発議案の上程を行います。

発議案第4号から議案第5号を一括議題とし、討論及び採決は分割して行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

最初に、発議案第4号の提案理由を求めます。

○木村利晴君

おはようございます。発議案第4号について説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について、上記の議案を、次のとおり、八街市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和2年10月2日提出。八街市議会議長鈴木広美様。

提出者、八街市議会議員、私、木村利晴、賛成者、八街市議会議員、石井孝昭議員、同じく丸山わき子議員、同じく新見準議員、同じく木内文雄議員。

それでは、意見書（案）の朗読をもって、提案理由の説明とさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、わが国は、戦後最大の経済危機に直面しています。地域経済にも大きな影響がおよび、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など、一般財源の激減が避けがたくなっています。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など、喫緊の財政需要への対応はじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財源不足を生じ、こ

れまででない厳しい状況に陥ることが予想されます。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望します。

#### 記

1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。

3 令和3年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。

5 とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであるが、地方の減収となる部分は持続可能な地方自治体財政運営のために確実に国庫補助金などにより対応し、実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和2年10月、八街市議会議員、鈴木広美。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣あてでございます。

以上で、発議案第4号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、賛同くださいますよう、お願い申し上げます。

#### ○議長（鈴木広美君）

次に、発議案第5号の提案理由を求めます。

#### ○小菅耕二君

おはようございます。発議案第5号について説明いたします。

新型コロナウイルス感染におけるPCR検査の拡充を求める意見書の提出について、上記の議案を次のとおり、八街市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和2年10月2日提出、八街市議会議員鈴木広美様。

提出者、八街市議会議員、私、小菅耕二、賛成者、八街市議会議員、小高良則議員、同じく丸山わき子議員、同じく加藤弘議員、同じく山口孝弘議員、同じく桜田秀雄議員、同じく木村利晴議員、同じく角麻子議員、同じく木内文雄議員。

それでは、意見書（案）の朗読をもって、提案理由の説明とさせていただきます。

新型コロナウイルスによる感染症は世界各地に急速に拡大し、多くの感染者や死者が発生しており、本市においても予断を許さない状況です。

このため、「八街市新型コロナウイルス感染症対策本部」を立ち上げ、迅速、かつ的確な対策を講じているところではございますが、事態の収束が未だ見えない中、感染拡大を防止し、市民の生命と健康を守るため、八街市議会も全力で協力をするとともに、早期の収束に向けて努力しているところです。

感染者拡大防止の第一歩は、感染者の速やかな把握です。現在、感染経路は複雑化し、家庭や職場等での感染が拡大しています。特に、医療や教育現場等において感染者を見逃した場合には大きなクラスターを発生させ、急激な感染拡大を招く恐れがあります。

このことから、保健所職員を増員し、体制強化を図るとともに、保健所の認定する濃厚接触者以外についても、感染発生時の状況に応じた行政検査対象者の認定拡大により、PCR検査の拡充を行うことを要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和2年10月、八街市議会議長鈴木広美。衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣あてでございます。

以上で発議案第5号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご賛同くださいますよう、よろしくお願い申し上げます

**○議長（鈴木広美君）**

お諮りします。

ただいま議題となっております発議案第4号及び第5号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに、質疑、討論、採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木広美君）**

ご異議なしと認めます。

これから質疑を行います。

最初に、発議案第4号に対しての質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木広美君）**

質疑なしと認めます。質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、発議案第5号に対しての質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木広美君）**

質疑なしと認めます。質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

最初に発議案第4号についての討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木広美君)**

討論がなければ、発議案第4号の討論を終了いたします。

次に、発議案第5号についての討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木広美君)**

討論がなければ、これで発議案第5号の討論を終了いたします。

これから採決を行います。

発議案第4号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを採決します。

この発議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長(鈴木広美君)**

起立全員です。発議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第5号、新型コロナウイルス感染におけるPCR検査の拡充を求める意見書の提出についてを採決します。

この発議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長(鈴木広美君)**

起立全員です。発議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第14号を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により加藤弘議員の退席を求めます。

(加藤弘議員退席)

**○議長(鈴木広美君)**

これから、常任委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行います。質疑の範囲は、委員会の審査過程及び結果に対する質疑に限られ、議案の審議に戻るような質疑はできませんので、ご了承願います。

常任委員長の報告を求めます。

山口孝弘文教福祉常任委員会副委員長。

**○山口孝弘君**

文教福祉常任委員会に付託されました案件7件につきまして、去る9月16日に委員会を開催し、審査をいたしました。審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。議案第14号は、加藤委員長が除斥の対象なので、審査に加わっていないため、議案第14号の審査の内容については、副委員長の私、山口から要約してご報告申し上げます。

議案第14号は、指定管理者の指定についてであります。8月24日、25日に開催した指定管理者選定委員会において選定された候補者について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

審査の過程において、委員から、「今回、指定管理を受託しようとしている社会福祉協議会の社会福祉法人の定款等に、受託する業務内容は記載されているのか」という質疑に対して、「定款に記載されている業務内容に、そのほか法人の目的達成のため必要な事業と記載されているため、これに該当するものと考えております」という答弁がありました。

次に、「選定にあたっては、どういう選定基準とするのかのガイドラインを設定するものとするが、どのような基準、プロセスで選定を行ったのか」という質疑に対して、「八街市指定管理者制度導入ガイドラインに基づき、手続を行っています。今回、指定管理者の公募を出すにあたり、その内容について、細かく仕様書や特記事項等、基本協定の案を提示し、その内容を示しました」という答弁がありました。

次に、「今回、社会福祉協議会が指定管理者の候補に選定されましたが、審査にあたり5項目の基準がありました。その中で、社会福祉法人が施設の効用を最大限に発揮し、利用者のサービスの向上が図られるものであるという項目の配点が特に高かったが、この点についての説明を」という質疑に対して、「確かに採点比率の中でも、高い割合を示しています。その中の審査項目としては、利用促進に向けた取組、事業実施の取組、利用者に対してのサービスの向上といった点が審査項目として示されており、それらの点について各事業所からのプレゼンの中で、私どもで判断しました」という答弁がありました。

次に、「児童館が、子どもたちや保護者の居場所としてその役割を果たしていくには、そこで働く従業員をどのように確保していくのか。また、給与等の雇用条件について社会福祉協議会と協議はされているのか」という質疑に対して、「今回、児童厚生員の資格を持った職員を3名置くことが条件になっています。今回提出された事業計画の中では2名が正職、1名が臨時職員となっています」という答弁がありました。

反対討論が次のようにありました。

「この議案は、児童館、老人福祉センター、南部老人憩いの家の3施設について、指定管理者に社会福祉協議会を指定して運営を委ねようとするものです。本来は、この3施設は市が責任を持って運営するべきものだと思います。

選考基準について、議案質疑の中で、児童と高齢者を社会福祉協議会が把握しているからというような答弁がありました。しかし、児童館については、家庭の貧困や虐待、不登校、ひきこもりなどの困難を抱えている児童を早期に発見し、支援につなげ、健やかな成長の手助けをする使命があります。そのためには、資格のある、専門的な職員を雇用する必要があります。しかし、先ほどの答弁の中でも、働く人が長期に安定した働き方ができるとは限らない、こういうことが分かりました。

児童館と子育て世代包括支援センターや健康増進課、子育て支援課、教育委員会が常に緊密に連携してこそ児童館の役割を發揮できます。市が責任を持ち、公正、かつ適正な運営をす

ることを求め、議案に反対します」

次に、賛成討論が次のようにありました。

「今回、八街市児童館、八街市老人福祉センター及び八街市南部老人憩いの家の管理を一括して指定管理者に行わせるということですが、指定管理者制度につきましては、公の施設の管理の範囲を民間事業者まで広げることにより、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としている制度であり、施設の使用許可権限を与えることで、より実態に合わせた管理運営が可能となることや、民間事業者等の能力が発揮できることで、市民サービスの向上をはじめとする合理的な管理が望めるなどのメリットが期待されております。

指定管理者の選定にあたっては、八街市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例にのっとり、指定管理者選考委員会において、慎重に審議され、選定の詳細にあたっては、八街市ホームページに公表し、安心できる管理・運営が行える候補者が選定されたものと考えます。

今後、施設運営において、指定管理者は、利用者へのアンケートを実施し、市民ニーズの把握に努め、モニタリングによる各施設の設置目的に沿った管理運営の在り方について、行政と共に継続的に検証を行うことで、適正な管理・運営をなされることを切に願います。

そして、中央公園を核として、その隣接に新築される児童館、また、改修工事により新たにリニューアルされる老人福祉センターによって新たなにぎわいを生み、子どもたちや高齢者、そして市民にとっての安心・安全な居場所となることを願ひまして、私の賛成討論といたします」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました、議案第14号に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。何とぞ当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたします。委員長報告を終わります。

#### ○議長（鈴木広美君）

次に、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### ○議長（鈴木広美君）

質疑なしと認めます。

これで文教福祉常任委員長報告に対する質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

議案第14号についての討論を許します。討論はありますか。

最初に、反対討論の発言を許します。

#### ○京増藤江君

それでは、議案第14号、指定管理者の指定について反対討論をいたします。

この議案は、児童館、老人福祉センター、南部老人憩いの家の3施設について、指定管理者

に社会福祉協議会を指定し、運営を委ねようとするものです。本来、この3施設は市が責任を持って運営すべきものと思います。

選考基準について担当課は、児童と高齢者を社会福祉協議会が把握しているからとしています。しかし、児童館については家庭の貧困や虐待、不登校、ひきこもり等の困難を抱えている児童等を早期に発見し、支援につなげ、健やかな成長の手助けをする使命があります。そのためには、資格のある専門的な職員を安定的に雇用することが必要です。

しかし、専門家として児童厚生員を2名雇用するものの、正規職員は1名、臨時職員は1名です。また、雇用期間は指定管理者指定期間の3年間であり、その後の保証はないことが明らかになりました。継続した雇用が保証されてこそ、専門家としての力量を存分に発揮できます。

児童館と子育て世代包括支援センターや子育て支援課、教育委員会等が常に緊密に連携して、児童館としての役割を果たすことができるように、市が責任を持ち、公正、かつ適正な運営を求め、議案第14号に反対いたします。

#### ○議長（鈴木広美君）

次に、賛成討論の発言を許します。

#### ○小菅耕二君

議案第14号、指定管理者の指定について、賛成の立場から討論させていただきます。

今回、八街市児童館、八街市老人福祉センター及び八街市南部老人憩いの家の管理を一括して指定管理者に行わせるということですが、指定管理者制度につきましては、公の施設の管理の範囲を民間事業者まで広げることにより、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減を図ることを目的としている制度であり、施設の使用許可権限を与えることで、より実態に合わせた管理運営が可能となることや、民間事業者等の能力が発揮できることで、市民サービスの向上をはじめとする、合理的な管理が望めるなどのメリットが期待されております。

指定管理者の選定にあたっては、八街市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例にのっとり、指定管理者選考委員会において慎重に審議され、選定の詳細にあたっては、市ホームページに公表し、安心できる管理運営が行える候補者が選定されたものと考えます。

今後、施設運営において指定管理者は利用者へのアンケートを実施し、市民ニーズの把握に努め、モニタリングによる各施設の設置目的に沿った管理、運営の在り方について行政とともに、継続的に検証を行うことで適正な管理、運営をなされることを切に願います。

そして、中央公園を核として、その隣接に新築される児童館、また、改修工事により新たにリニューアルされる老人福祉センターによって新たなにぎわいを生み、子どもたちや高齢者、そして、市民にとっての安心・安全な居場所となることを願ひまして、私の賛成討論といたします。

#### ○議長（鈴木広美君）

ほかに、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木広美君）

討論がなければ、これで議案第14号の討論を終了いたします。

議案第14号、指定管理者の指定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は、原案のとおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（鈴木広美君）

起立多数です。議案第14号は、原案のとおり可決されました。

加藤弘議員の入場を求めます。

(加藤弘議員入場)

○議長（鈴木広美君）

日程第3、議案第3号から議案第13号、議案第15号から議案第17号を一括議題とします。

これから、常任委員長報告及び決算審査特別委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行います。質疑の範囲は委員会の審査過程及び結果に対する質疑に限られ、議案の審議に戻るような質疑はできませんので、ご了承願います。

常任委員長の報告を求めます。

最初に、木村利晴総務常任委員長。

○木村利晴君

総務常任委員会に付託されました案件1件につきまして、去る9月15日に委員会を開催し、審査いたしました。審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について要約し、ご報告申し上げます。

議案第4号、令和2年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内歳入全款、歳出1款議会費、3項を除く2款総務費、8款消防費、第3表地方債補正1変更についてです。

審査の過程において委員から、歳入において、「地方交付税が令和元年度よりも約1億円の増となる見込みと思われる。増となった要因はどう分析しているのか」という質疑に対して、「歳入は当初の見込みよりも伸びていますので、歳出の高齢者の関係の保健福祉費や、今年から新規に加わった地域社会再生事業などの増額が大きな要因ではないかと考えています」という答弁がありました。

次に、「臨時財政対策債の償還のための財源の確保は」という質疑に対して、「臨時財政対策債は、形式的には100パーセントを交付税で措置してくれることになっています。ただ、この金額が増えたからといって現金が交付されるというわけではなく、歳入歳出で八街市として不足するであろうものを交付税として交付しますという机上の計算結果になりますが、

一応、交付税で措置をされます。

これとは別に、今回の補正予算でも地方債を交付税の措置がつくものに組み替えるなど、同じ起債でも財源措置のあるものをなるべく借りる形にしていきます。それに加えて、市税の徴収については、これまで以上に悪質な滞納者への対策をして、財源を確保することは必要になると考えています。また、これから様々な事業を行うかと思いますが、国や県を注視し、財源を見つけながら実行していきたいと思います」という答弁がありました。

次に、「国庫支出金の生活困窮者自立支援事業負担金は、今年度、合計するとどのくらいの合計金額になるのか」という質疑に対して、「4月から6月までのおおむねの申請実績と延長申請実績から、再延長の状況も鑑み、最大9か月分の延長申請を見込み、4月から6月が1千292万6千400円です。7月から3月までについては、3人から5人世帯の月額支給額4万8千400円、最長9か月の申請が月20件あると仮定し、4千356万円となりますので、合計5千648万6千400円の4分の3で、補助金額は4千236万4千800円程度と見込んでいます」という答弁がありました。

次に、「住宅確保給付金の実際の申請者数の実績は」という質疑に対し、「申請者数は8月末で57名、うち支給決定者数は52名です」という答弁がありました。

次に、「社会保障・税番号制度システム整備費補助金とはどのような内容の整備をするのか」という質疑に対して、「令和元年5月に公布されたデジタル手続法において、国外転出者によるマイナンバーカード・電子証明書の利用実現を図ることを目的とした住民基本台帳システム及び戸籍附票システムの改修費、並びに戸籍法の一部改正により、本籍地以外の市区町村においても戸籍データを参照することができるようにし、戸籍届出における添付書類の簡素化を図ることや、市民が自ら父母等の戸籍を本籍地以外の市区町村でも請求できるように、戸籍関係の情報連携のための戸籍システム改修費による補助金です」という答弁がありました。

次に、「このシステム改修によって、どの程度の利用が期待されるのか」という質疑に対して、「外務省が公表している海外在留邦人の人数は、2018年のデータでは139万人と公表されています。そういう方々の利便性の向上として、具体的に例を挙げますと、休眠化している土地の所有者の探索や、長期間日本を離れていた方が帰国した場合に、銀行等の休眠預金の活用、自動車の廃車や譲渡時の同一人物の証明など、多方面に活用が想定されます。また、全国民において、戸籍法の改正により、本籍地以外の場所においても、自身や父母等の戸籍謄本が取れるようになります」という答弁がありました。

次に、「ひとり親家庭等医療費等助成事業補助金416万9千円とありますが、これはどのような内容であり、どのような方々が対象となるのか」という質疑に対して、「11月1日の受診分から、ひとり親家庭等の医療費の助成制度が変わることに伴う県からの上乗せ分の補助金です。これまでの制度では、医療機関で一旦自己負担分の医療費の全額をお支払いいただき、翌月以降に助成分を受領する償還払い方式から、医療機関で助成後の負担額を支払う現物給付方式へ変更となるものです。

また、これまでは本人の負担額の通院、調剤費については、レセプト1件あたり1千円であったものが、見直し後については、通院1回につき300円、調剤は無料、入院については1日あたり300円となります。対象者は、令和2年9月1日現在で635世帯、子どもの数が921人が対象になるものと考えております」という答弁がありました。

次に、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金について、こういった補助金の活用の場合、複数の補助金に申し込むことはできなかったのか」という質疑に対して、「老人福祉センター関係の改修の補助金ですと、対象となる補助金がほとんどない状況です。この二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金は、施設の改修内容に合致しているということで応募しました」という答弁がありました。

反対討論が次のとおりありました。

「議案第4号、令和2年度八街市一般会計補正予算に対して、反対討論するものです。この補正では、昨年の台風被害による施設復旧事業、復旧補助金、あるいは、ひとり親家庭に対する医療費助成の県補助金、また、生活困窮者生活自立支援事業国庫負担金などが計上されております。1日も早い復旧と生活安定を願うものです。

国、県のコロナ対策への約5千万円の補助金が計上されているわけですが、この補正予算の中では1億円の減額補正をしながら、これからインフルエンザ、新型コロナの同時流行がされている中で、この備えの市独自の措置が取られていないことが大変問題であると思います。佐倉市、白井市ではPCR検査費用の確保等を進めています。市民の不安に応える市政運営を求めるものであります。

そして、今一つは、マイナンバーカードへの国庫補助金993万3千円が計上されている問題です。昨年、消費税増税を機にマイナンバーカードの普及率を上げるために、プレミアム付き自治体ポイント事業を導入しましたが、多額の国費を投入しても国民の不安や心配は取り除けません。国民が心配する個人情報漏えいやカードの紛失、盗難など問題があるマイナンバーカードの普及を強引な形で進めようということ自体、問題であると思います。今回のシステム整備事業費の計上に反対するものであります」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、総務常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。何とぞ当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

#### ○議長（鈴木広美君）

ここで総務常任委員長報告に対する質疑を許します。

#### ○桜田秀雄君

ただいま詳しい審議内容を報告していただきまして、ありがとうございます。この後、採決の参考資料とさせていただきます。

ところで、経済建設委員会は、今回から委員長報告は本人が行うということになったんですが、この報告書は当然木村委員長が作ったものと思いますけれども、その辺をお伺いできま

すか。

○議長（鈴木広美君）

報告書に関する質問ということですか。

○桜田秀雄君

そうです。経過ですから。経過も含めてですから。

○議長（鈴木広美君）

経過を含めての委員長の報告書に関する質問ということで、木村委員長、いかがですか。

○木村利晴君

質問にお答えいたします。

私一人ではありません。事務局の協力をいただきまして、事実に基づいた報告を正確に行いたいと思ひまして、それを、責任を持って私が報告いたしました。

○桜田秀雄君

ありがとうございます。

それでは、何点か質問させていただきます。

補正予算書の財産管理費の中で、フロアマネジャー業務156万5千円、これが減額とあります。担当者は、一生懸命来庁者の皆さんのために案内業務にあたっておられるわけですが、決してよい待遇ではないだろうと私は思っております。

報告には含まれておりませんでしたけれども、提案の理由はどのような内容であったのか。また、それに対して質疑応答はあったのか。あったとしたらその内容についてご報告を願いたいと思ひます。

○議長（鈴木広美君）

内容についての答弁はできませんが、進行上の内容については、木村委員長、いかがですか。審議には戻れませんので。

○桜田秀雄君

委員長報告は、それを基に各議員が最終意思決定をすると、そういうものでございますから、報告の中に漏れていれば、やはり自分が疑問を持っている点というのは、当然あるわけです。当然議案の提案には、説明は当局からあったものと思ひます。なければ、提案になりませんから。その提案内容をお聞きしたいと。同時に、それに対して質疑応答があったのであれば、その内容についてもご報告を願いたい。審議に戻るわけではございません。

○議長（鈴木広美君）

フロアマネジャーの今の内容についての審議が委員会の中で執り行われたかどうかということですか。

○桜田秀雄君

そうです。

○議長（鈴木広美君）

これはたしか執り行われて、入っていますね。

今の内容について確認を取りたいと思いますので、しばらく休憩をさせていただきます。内容の真偽が誤ってはいけませんので、よろしくお願いいたします。

(休憩 午前10時45分)

(再開 午前10時50分)

**○議長（鈴木広美君）**

それでは再開します。

ただいま桜田秀雄議員よりの質疑に対しまして、木村総務常任委員長より発言をお願いいたします。

**○木村利晴君**

先ほどの桜田議員の質問に対して、上程されている議案に対しましては、もう審査されているというふうに理解しておりますので、意見があってもなくても、これは皆さんが理解して審査しているというふうに判断しておりますので、ご理解願いたいと思います。

**○桜田秀雄君**

この種の質疑は前にもありまして、一応そのときは委員長は、「ありませんでした」ということで終わっておりますけれども、一応これで質疑を終わります。

**○議長（鈴木広美君）**

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木広美君）**

質疑がなければ、これで総務常任委員長報告に対する質疑を終了します。

次に、加藤弘文教福祉常任委員長。

**○加藤 弘君**

文教福祉常任委員会に付託されました案件7件につきまして、去る9月16日に委員会を開催し、審査いたしました。審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について、私からは6件について要約してご報告申し上げます。

議案第3号は、八街市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてです。この条例改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正による個人番号の通知カードの廃止に伴い、通知カードの再交付手数料を廃止するものです。

審査の過程において委員から、「再交付の手数料を廃止する理由はどのようなものか」という質疑に対して、「転居時等に必要な通知カードの記載事項の変更手続が、住民及び市町村職員の双方に負担になっており、通知カードの廃止を求める要望があったため、法令で廃止になったこと。また、社会のデジタル化を進める観点から、紙製の通知カードから公的個人認証の電子証明が搭載されたマイナンバーカードへの移行を早期に促していく観点から行われたものです」という答弁がありました。

次に、「促す観点であれば、再交付の手数料が発生することによりマイナンバーカードへの

切替えを促せるなど、廃止するというのは発想が逆なのではないか」という質疑に対して、「通知カードの再交付自体を国がやめるということから、手数料条例を改正するものです」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第4号、令和2年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正のうち、歳出2款総務費の内3項、3款民生費、4款衛生費の内1項1目から4目、9款教育費、第2表債務負担行為補正1追加についてです。

審査の過程において委員から、歳出2款では、「現状の市内のマイナンバーカードの普及率は」という質疑に対して、「令和2年8月31日現在で、1万4千219枚。率としては20.5パーセントです」という答弁がありました。

次に、「市内のマイナポイントの申込状況は」という質疑に対して、「ご自身でのオンライン申込分は市では把握していませんが、市民課窓口での申込人数は30名です。また、市役所玄関ロビーにマイナンバーカードを使用してのマイナポイント申込の専用窓口を設けた7月から8月までの人数では、マイナポイントの相談にみえた892名のうち、585名の方がマイナポイントの予約、またはキャッシュレス決済サービスを申し込まれました。ご自身でのオンライン申込分は含まれていないので、実数とは違いますが、本市のマイナンバーカード所有者1万4千219人の約4パーセントがマイナポイントの申請を行っています」という答弁がありました。

次に、歳出3款では、「老人福祉センターの整備事業費の補助金が不採択になった理由は」という質疑に対して、「事業実施主体から不採択になった詳しい理由の説明はありませんが、外部識者の意見を踏まえた審査を行った結果、不採択と聞いています。また、今回は応募数がかかり多く、二次募集もないと聞いています」という答弁がありました。

次に、「18節の私立保育園、私立認定こども園感染症対策事業費補助金について、この事業の補助対象と補助率は」という質疑に対して、「新型コロナウイルスの感染症予防対策として購入した物品が対象となります。保育園で購入したものについて例を挙げますと、空気清浄機、体温計、マスク、消毒液、除菌用ティッシュ、乾燥殺菌装置、密を避けるための園児用のテーブル等です。また、補助率は10分の10となっております」という答弁がありました。

次に、「新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、幼児ことばの相談室、地域生活支援事業等の報償費と委託費が減額になったのは分かるが、この間に対象者の方にはどのような対応を行ったのか」という質疑に対して、「幼児ことばの相談室のグループ指導については、感染拡大防止のため、やむを得ず中止としましたが、個別指導で対応しております。また、電話相談も受けております。地域生活支援事業費の中の精神保健福祉士の派遣業務については、成田地域生活支援センターで電話受付をしています。また、障がい福祉課には精神保健福祉士と社会福祉士の資格を持った職員が在籍していますので、個別に対応しております」という答弁がありました。

次に、「生活困窮者自立支援事業費について、住居確保給付金は1か月あたりどれくらいの申請があるのか」という質疑に対して、「月別の支給決定者は、4月が4名、5月が19名、6月が13名という状況です。7月から3月までは月20件程度の見込みで計上しています」という答弁がありました。

次に、歳出4款では、「保健衛生費については、新型コロナウイルス感染症拡大の中、市民の健康、命を守るための補正予算や、そのための議論はなかったのか」という質疑に対して、「8月に開催された臨時議会でも幾つかの施策を提案しています。その中には国の補助金だけではならず、市の一般財源を充当して事業展開をしてきたところですが、今回の予算補正については、減額の予算計上が主なものになっていますが、新型コロナウイルス感染症の影響等により、各事業、各行事等で既に中止や減額が確定しているものを中心に補正しています。今回の補正の減額による原資の中で、今後、取り組める事業については検討してまいります」という答弁がありました。

次に、「健康診査委託料について、今回大きな減額になっているが、受診したい人が全て受診できたのか。また、受診できなかった人が今後受診する機会があるのか」という質疑に対して、「今回、減額していますが、現在、実施済の子宮頸がん検診で比較をしてみますと、昨年の受診者数が1千35人であったところが、今回の実施済の集団検診の受診済の人数が1千1人であることから、ほぼ同数の人数が受診できているところです。また、これは完全予約制にして日数を2日増やし、密を避ける対策を取った上で受診をしていただいています。今後なるべく受診できる人数が少なくならないような対策を取って行っていきたいと思えます」という答弁がありました。

債務負担行為では、「保育園人材派遣業務について、本来であれば正規職員で対応すべきかと考えているが、人材派遣で対応する理由は」という質疑に対して、「担当課としては、正規職員の保育士を要望しているところですが、市として人力的制限があるため、それも難しい状況ということなので、保育に支障を来さないために、保育士、看護師の人材を確保するため、今回の債務負担行為を設定したものです」という答弁がありました。

次に、「保育人材派遣業務の保育士、看護師の内訳は」という質疑に対して、「保育士が9名、看護師が3名です」という答弁がありました。

次に、「胃がん・大腸がん・肺がん検診業務について、それぞれ予定している対象の人数は」という質疑に対して、「胃がん検診が6千500名、大腸がん検診が8千900名、肺がん結核検診が1万2千100名を予定しています」という答弁がありました。

次に、「外国語指導助手派遣業務の予定している人数は」という質疑に対して、「9名を予定しています」という答弁がありました。

反対討論が次のとおりありました。

「補正予算では、生活困窮者自立支援事業費で住居確保給付金で約4千786万円の増額、ひとり親等医療費の拡充、私立保育園等に対し、感染症対策事業補助金が計上されていますが、市独自の新型コロナウイルスの感染拡大防止策がないのは問題です。4款1項の保健衛

生費では1千164万2千円の減額補正となっていますが、佐倉市や白井市のように、本市においても防疫的なPCR検査費用の確保を求めます。

次に、社会保障・税番号制度システム整備業務993万3千円についてです。政府は、今年7月までにマイナンバーカードの取得枚数を4千万枚と想定していましたが、7月20日時点で2千228万枚に留まっています。2016年からマイナンバーカードの交付が始まってから、令和2年8月31日現在、1万4千219枚で、20.5パーセントの普及率です。マイナンバーカードの取得を進めるため、政府は公務員と家族の取得状況を調査したり、マイナンバーカードを持つ人が買物などで使えるポイント還元事業、マイナポイントを導入しました。社会保障・税番号制度に対する情報の漏れなどの国民の不安を解消することもなく、政府は事業を促進しており、今回のシステム整備事業費に反対するものです。

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第5号は、令和2年度八街市介護保険特別会計補正予算についてです。

審査の過程において委員から、「地域介護・福祉空間整備事業補助金の非常用発電設備整備の設置事業者はどこになるのか」という質疑に対して、「それぞれまだ補助事業の内示は出ておらず、確定している事業ではありませんが、グループホームはつらつ宮の原、小規模多機能居宅介護事業所ゆるるかの2事業所から要望が挙がっています」という答弁がありました。

次に、「地域介護福祉空間整備事業補助金の非常用発電設備整備について、非常用発電設備について、どこの施設にも必要かと思うが、まだ設置されていない施設はあるのか」という質疑に対して、「非常用設備ということで、必要な設備であり、大規模事業所については整備はされていますが、小規模の事業所については整備が済んでいないところもあるかと思えます」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第15号は、八街市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。これは、千葉県ひとり親家庭等医療費等助成事業実施要綱の一部改正に伴い、償還払い方式から現物支給方式への切替え等のための所要の改正をするものです。

審査の過程において委員から、「ひとり親家庭の対象者数は」という質疑に対して、「令和2年9月1日時点で、635世帯。子どもの数は921人です。その中で所得が高い67世帯、子どもの数82人を除くと、568世帯、子どもの数が839人になります」という答弁がありました。

次に、「健康保険法に基づく保健医療機関の指定以外の医療機関で受診した場合の支払いはどうなるのか」という質疑に対して、「指定以外の医療機関では現物支給方式ではなく、償還払い方式になります」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第16号は、八街市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてです。これは、新型コロナウイルスに係る傷病手当金の支給について、国民健康保険に

加入している被用者が、令和2年10月1日から同年12月31日までの間に感染して労務に服せなかった場合においても、同様の支援の対象とすることとした通知が厚生労働省から示されたことから、所要の改正を行うものです。

審査の過程において委員から、「国民健康保険加入の被用者のみが対象だが、雇用主にも適用するという意見は市長会等では出ているのか」という質疑に対して、「そういう話はないと思われるので、あくまで被用者のみを対象とするものと認識しています」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第17号は、八街市立小中学校GIGAスクール構想タブレット型PC端末購入に係る契約の締結についてです。この契約は、一般競争入札の結果、東日本電信電話株式会社が、3億8千818万2千355円で落札したので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、契約の締結について議会の議決を求めるものです。

審査の過程において委員から、「予定価格に対する落札金額の率は」という質疑に対して、「96.4パーセントです」という答弁がありました。

次に、「今回導入したパソコンについて、なぜこのOSを選んだのか」という質疑に対して、「今回導入したChromebookのOSについてですが、クラウド型のOSですので、WindowsのOSと比べて、起動するまでの時間が非常に短いため、起動後すぐに使用できます。児童、生徒が使いこなしていくにはChromebookの方が優れていると判断し、選定しました」という答弁がありました。

次に、「セキュリティについてはどうなっているのか。」という質疑に対して、「ウインドウズ型だとパソコンの中に個人情報が入っているということがありますが、クラウド型なのでネットの中に情報を保管することから、セキュリティについては安全かと思えます」という答弁がありました。

次に、「生徒、児童の自宅のネット環境、パソコンの有無によって理解度に差ができてしまい、置いてきぼりにならないように、対策等はどのように考えているのか」という質疑に対して、「子どもたちは、今回、初めてタブレット等の端末に触れるわけではなく、タブレット型のパソコンを使って、学校でも1日に1回程度は学習をしたり、カメラを撮ったりといった様々な学習をしています。自宅に持っていなくても、学校でその学びを保証していくことを優先に考えています。これから検証を積んで、子どもたちが誰でも端末を利用できるようにしていきたいと考えています」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。何とぞ当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたします。委員長報告を終わります。

## ○議長（鈴木広美君）

ここで、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を許します。

○桜田秀雄君

委員会を傍聴すればよかったんですが、報告にもごさいませんでしたので、1点だけお伺いをいたします。

補正予算、社会教育費、青少年健全育成費の中の通学合宿寝具等賃借料、これが6万4千円ほど減額をされております。通学合宿寝具とはどういう経費なのかよく分からないんですが、提案の中での説明はあったのでしょうか。

○議長（鈴木広美君）

今の質疑に関しましては、また審議に戻るような内容になろうかと思いますが、今、委員長報告ということで、要約して説明をしております。細かい項目についての審議をする場ではごさいませんが、審議に戻るような内容ではないというふうに判断しますが。

○桜田秀雄君

それでは、この後、私は所属外ですから、本来は傍聴すればいいわけですがけれども、所属外ですから、自分が分からない点はどうだったのか、それで、あったのかなかったのかをお聞きしているんです。

○議長（鈴木広美君）

審議があったのか、なかったのかという。

○桜田秀雄君

ええ。もしあったのであれば、記憶にあれば、その内容もお聞きしたい。

○議長（鈴木広美君）

先ほども総務常任委員会等でもあったように、審議はされた、されないということで、審議は行っているはずなので、それを一つ一つ、ここでまた審議をするような進行はできないように私は判断をいたしますが。

○桜田秀雄君

委員長報告は、セレモニーでやっているわけじゃないんですから。ね。やはり僕らがこの後の採決に参考にしたいと、そう思っているわけですから、もし分かる範囲でお答えを願いたいと思います。

○議長（鈴木広美君）

それでは、加藤委員長、分かる範囲でよろしいですか。

○加藤 弘君

審議は委員会の中ではしましたけれども、この案件については質疑はありませんでした。

○桜田秀雄君

分かりました。終わります。

○議長（鈴木広美君）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

なければ、これで文教福祉常任委員長報告に対する質疑を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩といたします。

(休憩 午前11時17分)

(再開 午前11時25分)

### ○議長（鈴木広美君）

それでは再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、角麻子経済建設常任委員長。

### ○角 麻子君

経済建設常任委員会に付託された案件3件について、去る9月17日に委員会を開催し、審査をいたしました。審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりでございますが、審査内容について要約してご報告いたします。

まず、議案第4号、令和2年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、歳出4款衛生費の内1項5目及び2項、5款農林水産業費、6款商工費、7款土木費についてです。

審査の過程において委員から、歳出4款では、「ごみ処理場の精密機能検査の内容は」という質疑に対して、「ごみ処理施設には様々な精密機能がありますので、3年に一度は検査が義務付けられています。様々な精密機械の検査をしながら、性能を維持していきなさいという法定検査となります」という答弁がありました。

歳出5款では、「農業用ハウス強靱化緊急対策事業費の減額の理由は」という質疑に対して、「予算要望時、昨年の台風の混乱の中にあつたので、要望があつた各農家からの見積書が間に合わず、概算での予算要求となりました。今回、事業費が確定したことにより予算の減額を行いました」という答弁がありました。

次に、「八街市のパイプハウスの数は何棟くらいあるのか。そのうち、助成を受けられた棟数はどのくらいあるのか」という質疑に対して、「2015年農業センサスから換算しますと、市内のパイプハウスは3千から3千200棟と見込んでいます。昨年の台風で被害を受けたパイプハウスで再建やビニールの張り替え、軽微な修繕を合わせると2千200棟くらいのパイプハウスの修繕が見込まれています」という答弁がありました。

次に、「被災農業施設復旧等支援事業により、復旧を希望するパイプハウスは全てカバーしていただけるのか」という質疑に対して、「今回、増額の予算補正を行った被災農業施設等復旧支援事業は、県が新たに追加した事業で、国の補強支援事業の対象とならない農家を対象にした事業です。これにより、パイプハウスの補強を希望している農家のほとんどが補強事業を受けられると考えています」という答弁がありました。

次に、「農業用ハウス強靱化緊急対策事業費のもともとの予算額は幾らだったのか」という質疑に対し、「もともとの予算額は330万円です」という答弁がありました。

次に、「産業まつりの事業費について、産業まつりの中止により減額ということだが、来年

に向けて何か八街市の産業を応援するような、または、来年度に向けた企画等は検討が始まっているのか」という質疑に対して、「今回の産業まつりについては、実行委員会の中で中止が決定したため、減額しました。今後については、新型コロナウイルスの感染拡大の状況を見ながら検討していきたいと思います」という答弁がありました。

歳出6款では、「農業体験ツアーや落花生まつりなど、中止になったイベントの予算が減額になっているが、来年に向けて少しは何か実施してもよいのではないか」という質疑に対して、「今年度は、新型コロナウイルス感染症によって、様々な行事が中止となり、今回の減額補正になりました。来年度に向けては、農林水産業費の中の産業まつり、商工費の中の落花生まつり、その他の事業についても実行委員会や関係団体と十分に協議しながら、また、新型コロナウイルス感染症等の状況も十分に踏まえて、開催に向けて検討を進めてまいりたいと思っています」という答弁がありました。

歳出7款では、「道路新設改良費について、当初予定されていた事業に対して、どのくらい規模が縮小しての実績になるのか」という質疑に対して、「国からの交付金については配分率が低下しており、大変厳しい状況です。今年度は交付金ベースで1億2千万円程度の受入れを予定して要望していましたが、4千600万円程度の交付決定となっています。ただ、今年度については、昨年度末に追加補正分として3月に繰越を前提とした交付決定がされていますので、その分を合わせると、例年並みの事業量は確保できています」という答弁がありました。

次に、「河川改良費について、沖地区の保安林の関係で予定が先送りになるとのことだが、今後の見通しについてはどう見ているのか」という質疑に対して、「沖地区については、保安林の解除をしなければならないことと、事業認定の手續など、関係機関との協議に相当の期間が必要になります。今、詳細設計を行っているところであり、予定としては今年度、関係機関の協議まで完了し、来年度以降、用地買収につなげていきたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「住宅管理費について、当初見込んでいたよりも多かったとのことだが、どのような計画で修繕が進んでいるのか」という質疑に対して、「修繕については、今回見込んでいるのは入居を進めている長谷団地と九十九路団地についてです。修繕のやり方、内容については、入居が決まり次第、その入居される部屋を修繕しています」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第6号は、令和2年度八街市下水道事業会計補正予算についてです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

次に、議案第7号は、令和2年度八街市水道事業会計補正予算についてです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

以上、経済建設常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。何とぞご常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたします。委員長報告を終わりにいたします。

**○議長（鈴木広美君）**

ここで、経済建設常任委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木広美君）**

質疑なしと認めます。

これで、経済建設常任委員長報告に対する質疑を終了します。

次に、決算審査特別委員長の報告を求めます。

山田雅士決算審査特別委員長。

**○山田雅士君**

決算審査特別委員会に付託されました、令和元年度一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につきまして、議長及び令和元年度の監査に関わった議員を除く、議員18名で特別委員会を設置し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。

本特別委員会は、9月定例会において設置し、同時に各会計決算等の認定について付託されました。また、閉会中の継続審査の手続を行わず、会期内で全て議了することが決定し、去る9月24日、25日、29日、30日の4日間、本会議場において、「総務常任委員会所管事項」、「経済建設常任委員会所管事項」、「文教福祉常任委員会所管事項」及び「総括」について、市長、副市長、教育長及び関係部課長等の出席を求め、それぞれの会計における歳入歳出の内容及びその執行状況を踏まえ、これらが本市の今後の市政運営と長期的な財政計画をどのように結び付くかを主眼として審査いたしました。

その結果、議案第8号令和元年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定については、採決の結果、賛成多数のもと、認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第9号令和元年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、採決の結果、賛成多数のもと、認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第10号令和元年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、採決の結果、賛成多数のもと、認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第11号令和元年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、採決の結果、賛成多数のもと、認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第12号令和元年度八街市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、採決の結果、賛成全員のもと、認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第13号令和元年度八街市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定については、採決の結果、賛成全員のもと、原案可決及び認定すべきものと決定いたしました。

決算審査特別委員会に付託されました案件に対する結果についてご報告申し上げます。

以上をもちまして、委員長報告といたします。

**○議長（鈴木広美君）**

ここで、決算審査特別委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木広美君）

質疑なしと認めます。

これで、決算審査特別委員長報告に対する質疑を終了します。

以上で、各常任委員長及び決算審査特別委員長の報告、質疑を終了いたします。

議案第3号から議案第13号、議案第15号から議案第17号の討論通告受付及び昼食のため休憩します。討論通告は12時までをお願いいたします。

午後の再開は1時10分より再開いたします。

休憩いたします。

(休憩 午前11時39分)

(再開 午後 1時09分)

○議長（鈴木広美君）

それでは再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

傍聴の方に申し上げます。傍聴人は傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明、または騒ぎ立てることは禁止されております。なお、議長の注意に従わないときは、条例第16号第2項の規定により退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

これから討論を行います。

議案第4号に対し丸山わき子議員から、議案第8号に対し丸山わき子議員、山口孝弘議員から、議案第9号に対し京増藤江議員、栗林澄恵議員から、議案第10号に対し京増藤江議員、小澤孝延議員から、議案第11号に対し京増藤江議員、小川喜敬議員から討論通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、丸山わき子議員の議案第4号、議案第8号に対する反対討論を許します。

○丸山わき子君

それでは、議案第4号、令和2年度八街市一般会計補正予算から反対討論をいたします。

この補正予算では、昨年の台風被害による農業施設復旧事業費、ひとり親家庭医療助成の県補助金、生活困窮者自立支援事業国庫費負担金等が計上されており、一日も早い復旧と生活安定を願うものであります。

本市でのコロナ感染者は増加傾向にあり、一層の対策が求められています。コロナ対策への国・県約5千万円の補助金の計上となっておりますが、約1億円の減額補正をしながら、これからインフルエンザ、新型コロナの同時流行への備えに対し、市独自の措置が取られていないことは問題であります。国の対応が不十分であり、佐倉市、白井市では、PCR検査費用の確保等を進めています。市民の不安に応える市政運営を求めるものであります。

次に、マイナンバーカードへの国庫補助金993万3千円についてであります。今回の整備事業費は戸籍の取り寄せ、外国に住む方の利便を図るためのシステム改修を進めるというも

のですが、この間、マイナンバーカードの普及率引上げのために、消費税増税を機に、プレミアム付き自治体ポイント事業を導入、また、来年度からは保険証として使用可能とするなど、この間、多額の国費を投入してきましたが、国民の不安は解決していません。個人情報漏えいや、カードの紛失、盗難など、問題があるマイナンバーカードの普及を強引な形で進めようということ自体問題であり、今回のシステム整備事業費に反対するものであります。

次に、議案第8号、令和元年度一般会計歳入歳出決算に対する反対討論であります。

昨年の台風15号は、長期間にわたる大規模な停電、家屋、農業用ハウスの損壊、農作物への被害、続く21号による大雨は、家屋への浸水、道路破損、冠水など、本市にも甚大な被害をもたらしました。市長は対策本部をいち早く立ち上げ、その下で不眠不休の復旧にあたってこられた職員の皆さんに心から敬意を表します。

さて、令和元年度は復旧、復興のさなかに新型コロナウイルス感染症への対策が求められ、慌ただしい年となり、予算執行は国との関わりで、地方財政が大きくゆがめられた中でのものとなりました。

まず1点目には、10月からの消費税の引上げです。2014年4月に消費税8パーセント増税以降、家計消費は世帯あたり、年25万円も落ち込み、働く方の実質賃金も年平均10万円も落ち込んでいます。増税前を見越した食料品の相次ぐ値上げなどで消費者の購買心理も冷え込み、年金や生活保護費の削減、医療、介護などの社会保障の連続改悪により、国民生活は疲弊し切っている中での引上げとなりました。

八街市もこの引上げに伴って、公共施設の使用料や家庭雑排水収集運搬手数料、上下水道料金に引上げ分を転嫁し、市民生活と市民活動の抑制を一層進めたことは住民の福祉増進に反することであり、認めることはできません。

消費税法第60条第6項の規定から、一般会計で扱う公共料金は納税額が発生せず、国への納税義務はありません。市は、消費税法の特別措置により、納税事業者ではありません。一般会計に入る市民から預かった消費税は、全て市の収入となります。

また、地方自治体の消費税増税によって増えた経費分は、地方交付税によって手当てされることになっており、消費税増税分を機に、消費税を市民に転嫁する必要はありませんでした。国の言いなりにならず、住民の福祉と暮らしを守る地方自治体としての役割を發揮させることが必要です。

消費税率引上げで、国民には5.7兆円もの負担を押し付ける一方で、消費の落ち込みを回避するための景気対策として、複数税率の導入や、期限付きのキャッシュレス決済時のポイント還元、プレミアム付き商品券の発行、プレミアム付き自治体ポイント事業などの対策を実施しましたが、増税の痛みを回避することはできません。

本市のプレミアム付き商品券の申請率は34.59パーセント、消費に与える影響の緩和には到底追い付いてはいません。消費税は、もともと低所得者ほど負担の重い逆進性の税制です。新型コロナウイルスの感染により地域経済、市民生活は一層冷え込んでいます。今、消費税を減税することこそ、経済を元に戻す早道であり、国に減税を求めるべきであります。

2点目には、地方交付税の問題です。令和元年度の地方交付税は前年度比11.78パーセント増の40億5千800万円となり、臨時対策債と合わせると48億円、3億3千万円の増となりましたが、このうち約4億円は特別交付税ですから、実質44億円となりました。

地方交付税の代替え措置である臨時対策債は、平成28年度より縮減しており、地方財政の健全化に向けた第一歩ではありますが、この間の市債の約6割は臨債が占めています。令和元年度の臨債の償還金は約10億円となり、地方交付税の約4分の1が充てられたこととなります。このことは経常収支比率を引き上げる一因にもなっています。解消のためには、地方交付税の法定率の引上げを国に求めることが必要です。同時に、総務省が平成28年度から導入したトップランナー方式による地方交付税の算定では、総額2億2千万円もの削減となり、市財政を大きくゆがめてきました。国に対し、地方の財源を保障するとともに、自治体間の財政調整機能を果たすという、本来の地方交付税の在り方を求めていくことが必要です。

3点目には、地方創生事業と市の事業の問題です。平成27年度、安倍政権が突如として人口減少や地域経済の対策として打ち出した地方創生事業は、令和元年度で第1期が終了しましたが、東京一極集中が是正されて地方が元気になるどころか、人口減少と地域の疲弊をますます加速させるものとなっています。

八街市の人口はこの5年間に約3千300人減少し、7万人を切っています。まち・ひと・しごと地方創生事業の令和元年度の八街市への交付金は66万9千円に留まり、活用できない状況が続いています。事業費の配分について、成果資本によるものではなく、必要度による配分こそが地方自治体の活力につながります。第二次地方創生関連交付金については、地方自治体の自主性を保障し、全ての自治体を支援する使い勝手のよい制度に改めるよう、引き続き国に求めることが必要です。

本市の地域再生、活性化に必要なのは、安定した雇用と社会保障こそが人口減少に対する最大の歯止めです。市の基幹産業である農林水産業の6次産業化、さらに流通、販売、中小企業と小規模事業者の振興、地域おこし、住宅や商店のリフォーム助成制度への一層の支援、自然再生可能エネルギーの地産地消など、地方自治体が取り組む、真の地域活性化策に取り組むことを求めます。

4点目には、マイナンバーカードについてです。政府は何としても国民にマイナンバーカードを普及させて、カードの一元化を図ろうと強力に推進しています。消費税増税対策のためにキャッシュレス決済のポイント還元、マイナポイントの導入、2021年3月からはカードを健康保険証として利用できるようにするなど、カードの取得率を引き上げようと躍起になっています。市は安易に同調することなく、マイナンバーカードはあくまでも任意であるということをしっかり受け止めた事務を進めるべきであります。

この間のマイナンバーカードへの経費は、1億6千万円の国費、市費が投入されてきました。個人情報への漏えい、カードの紛失、盗難への危惧など、国民の不安、市民の不安を置き去りにしたままマイナンバーカードの普及を進めようということ自体問題であり、厳しく指摘いたします。

国政に絡み、大きな問題の5点目には、水余りが指摘されているにもかかわらず、国が強引に進めてきた八ッ場ダムの問題です。令和元年度の八ッ場ダム建設への出資金は約750万円、この間の出資金総額は2億5千100万円となり、市民の大切な税金が投入されてきました。計画から68年、今年4月1日の運用開始となりましたが、今後、人口減少で水需要はさらに減り、水余りがもっと顕著になると予想されます。これから市の井戸は廃止となり、八ッ場ダムだけではなく霞ヶ浦導水の水を買わされることになり、水道料金への影響が心配されます。

霞ヶ浦導水事業は、難航し、計画どおりには進んでいません。この事業は中止し、今ある県水の余剰水の活用、国、県への補助金を要求し、市民の命の水を低廉な価格で提供する取組を求めます。

市営運営で指摘する問題は、市財政の柱、市税収アップの取組についてです。平成31年度予算編成にあたり、税負担の公平性の観点から、課税客体の的確な捕捉や債権確保に努め、さらなる収納率の向上に注力すると方針を出し、滞納世帯への取組を強め、差押え762件を実施しています。中でも、預貯金、給与は全体の75.7パーセントを占め、学資保険まで差押えの対象としています。子育て真っただ中の世帯や、給与の差押え額を少なくしてほしいと訴える滞納者への容赦のない対応がされています。こうした世帯の暮らしは一層悪化し、借金を重ねる生活に陥っています。親身な生活再建計画の中で、滞納整理を進めるべきです。

一方、市税収全体の4割を占める固定資産税の中の償却資産への適正、かつ公正な課税の取組は進んでいません。納税者の自発的で適正な申告義務を促すための制度や、関係法令の周知努力、納税環境の整備を進めることが必要であります。

今、八街市に求められているのは、市民誰も取り残さない市政運営、弱者が大切にされるまちづくりです。社会的に弱い立場の市民を置き去りにしている市政運営であってはなりません。

まず、市営住宅の問題です。滞納する市民への市営住宅の入居拒否を止め、住民サービスに徹することを求めます。公営住宅はセーフティーネットとしての役割があり、希望する市民誰もが利用できる住宅提供をすべきです。

また、高齢者が多く住む笹引、交進、朝陽団地は老朽化が進み、笹引は建設から56年、交進は53年となり、住環境は劣悪な状況となっています。公営住宅法は、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備するとしていますが、耐用年数をはるかに超えた危険な住宅に市民を住まわせること自体問題です。台風、地震、災害から入居者を守る市営住宅の整備は、喫緊の課題であります。高齢化が進む中で、低廉、低層の高齢者住宅の建設を求めます。

2点目には敬老会事業についてであります。2年続けての中止となりましたが、年々参加者が減り、参加率は2割程度となっています。元気で会場に行ける一部の高齢者だけを祝う事業となっており、全ての高齢者を祝う内容にすべきとの声が上がっています。75歳以上の高齢者、現在7千400人。1人1千円の気持ちの籠もった記念品を手渡す事業に切り替え

ても、令和元年度の予算計上分で十分対応できます。75歳以上の全ての方を対象にした事業への見直しを求めます。

3点目に、市民の暮らしを支える、新たなタクシーの導入が求められています。現在の高齢者外出支援タクシー利用助成事業は、対象市民に500円の利用券を配付しているから、平等な対応をしていると説明していますが、申請率は僅か12.47パーセントにとどまっています。市街地から離れた北部地域や南部地域の市民から、高くて使えないとの地域差、市民がこのままでは生活できないという切実な声、悲鳴にいかに応えるのか。交通不便地域の市民を置き去りにするような市政は許されません。市長の政治姿勢が問われます。市内どこの地域に住んでいても、安心して暮らせる地方自治体の役割をしっかりと果たしていくことを求めます。

4点目に、次代を担う子どもたちの問題で、子どもの貧困への取組についてです。厚労省が今年7月に発表した子どもの貧困率は、子ども7人に1人、ひとり親世帯では約半数が貧困状態にあり、3年前の前回調査から改善は見られず、児童のいる生徒の60.4パーセントが「生活が苦しい」と訴えています。

平成26年に成立した子どもの貧困対策法は、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもたちに対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策推進のために、地方公共団体は、当該地域の状況に応じた施策を策定することを求めました。また、昨年見直しされた法では、子どもの貧困の解消とともに、貧困状況にある子どものみならず、全ての子どもが心身ともに健やかに成長できるための取組を求めています。

しかし、本市の子ども子育て支援事業には子どもの貧困対策の充実は掲げていますが、この5年間も、また、今後5年間の計画でも、どれだけの事業を進め、貧困対策を進めるのかの具体的な取組は示されておられません。

貧困対策の取組の中で、就学援助制度は大きな役割を果たしています。しかし、本市の就学援助費の受給率は全国平均の15.1パーセントには届かないという状況が長年続いており、その積極的な取組が必要です。

教育費の中で一番負担が大きい給食費の無償化が一番の子育て支援であり、子どもたちの健全な発達に寄与するものであり、少子化、子どもの貧困問題への手厚い支援につながります。全ての児童・生徒に対し、給食費の無償化の導入を計画的に進めることを検討すべきです。令和元年度の給食費の収納未済額は前年度より200万円減となったものの、6千100万円となっており、滞納児童生徒は増加しています。給食費の滞納をいつまでも放置すべきではありません。就学援助制度では給食費が実費支給となっていますが、当面給食費に限り、就学援助費の対象世帯収入を引上げ、無償化の対象を拡充することを求めます。

子どもの貧困対策は義務教育だけではありません。大学生等に対する市独自の奨学金制度の創設が待たれています。新型コロナウイルス感染拡大の中で、大学生、専門学生の学びが困難になっています。親の収入激減や、学生自身のアルバイトができなくなっており、高等教

育無償化プロジェクトF R E Eの調査では、回答者の5人に1人が退学を検討していることが明らかとなりました。今、抜本的な公的支援が行われなければ、学び続けることを諦める学生が大量に生まれる事態です。学生の教育を受ける機会の均等を図り、また、貧困の連鎖を断ち切るためにも、市独自の給付型奨学金制度を求めます。

最後に、15億円の不用額についてです。このうち4億8千万円は、小中学校の空調設備整備事業の繰越分による不用額で活用できませんが、その他の不用額については地方自治体の会計は、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てるという会計年度独立の原則の下に、市民が納めた税金はその年度内で、市民サービス、福祉の充実に活用すべきです。

例えば一区50号線は、延長約200メートルの拡幅事業を始めてから5年目となっています。時間をかけなければならないほど工事は難航しているわけではありません。令和元年度の土木費は1億2千万円の不用額としましたが、一旦減額補正をし、市民の安全、利便性を図るために、一日も早い、完成に向けた取組をすべきではなかったでしょうか。

以上のことを踏まえ、2021年度予算にしっかりと反映できるよう求め、反対討論といたします。

#### ○議長（鈴木広美君）

次に、山口孝弘議員の議案第8号に対する賛成討論を許します。

#### ○山口孝弘君

議案第8号、令和元年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論をいたします。

昨年度を振り返りますと、まず思い浮かぶのが台風15号による暴風雨など、かつて経験したことのない自然の猛威に、甚大な被害を受けた年でありました。地域によっては1週間以上も続く大規模な停電となったことから、市民の皆さんは心身共に大きなダメージを負いながらの生活に困惑いたしました。

さらには、自宅などの生活基盤にようやく復旧の兆しが見えた矢先、年始からは新型コロナウイルス感染症の猛威におびえながら、経済活動や日常生活を自粛しなければならない変則的な状況となり、本市に限らず、行政運営の在り方も分岐点を迎えているところであると考えさせられました。

そして、予定されていた行事や大会の中止、延期を余儀なくされました。中でも、9月に開催予定であった落花生まつりは台風の影響で、10月に開催予定であった小出義雄杯八街落花生マラソン大会は大雨の影響で中止となり、今年度も新型コロナウイルス感染症の影響で2年連続の開催見送りとなってしまい、残念の一言に尽きます。

昨年の台風のように想像を絶する甚大な被害が出た状況においても、市の施設はもとより、被災した住宅の屋根や外壁などの修繕工事に対しては、被災住宅修繕緊急支援事業により、市の基幹産業である農業のパイプハウスなどの再建に対しては、被災農業施設等復旧支援事業により、厳しい財政状況でありながら、手厚い支援を迅速に対応されたことは、大いに評

働けるものであります。

また、万が一の災害に備えた避難場所の整備として、防災備蓄倉庫の設置2か所、発電機やLED投光器、非常食の備蓄など、日頃からの防災対策にも対応していただいております。引き続き市民の生命と財産を守るために、しっかりとした防災対策、手厚い災害対応により一層取り組まれますよう、お願いをいたします。

このような自然災害を引き起こす1つの要因として、地球温暖化が挙げられますが、ここ数年は夏の気温も上昇し、エアコンは現代社会に欠かすことのできない必需品となってきました。子どもたちの学校生活では、令和元年度までに小・中学校のエアコン整備が全て完了し、教育環境の充実を図れたことは大変喜ばしい出来事でありました。エアコンの整備を当初計画より2年も前倒しできたことは、今年度のコロナ禍での変則的な授業形態にとっても有意義な決断であったと思います。

子どもたちや高齢者のための施設整備としては、朝陽小学校の余裕教室を活用した児童クラブの開設、川上小学校及び朝陽小学校に放課後子ども教室が開設されました。児童クラブや放課後子ども教室の設置は、子どもたちが小学校に入学すると、親がこれまでに勤めてきた仕事を辞めざるを得ない状況となる、いわゆる小1の壁を打破することにもつながり、さらに学校内へ設置することで移動せずに過ごせることは、子どもたちの放課後の安全確保に役立っております。

また、児童館建設及び老人福祉センター改修のための実施設計業務が完了いたしました。子どもの頃は異年齢の子どもたちと触れ合うことにより、様々な体験を繰り返しながら、人として成長していくものであると思います。老人福祉センターは老朽化に伴う改修とともに、福祉避難所としての機能も備えるため、バリアフリー設計となっており、利便性の向上が期待できます。現在、両施設とも着々と工事が進んでおり、完成が待ち遠しいものであります。

公共施設の耐震化につきましては全国的な課題となっておりますが、耐震強度不足であった第二庁舎が解体されました。当面の跡地利用は、来庁者用の駐車場として整備されましたが、将来的には庁舎の配置や機能性、また、コロナ禍において提唱されている新しい生活様式にも注視し、第二庁舎跡地の有効活用を考えていただきたいと思います。

将来につながる施策としては、八街市総合計画2015に掲げる将来像、「ひと・まち・みどりが輝くヒューマンフィールド八街」を具現化する指針として新たに策定された「八街市行財政改革プラン」を拝見しますと、人・組織の改革、資産・経営の改革、市民協働、情報化の推進の基本方針を軸に、8つの施策を掲げて、具体的な行動計画が示されており、達成に向け、スピード感を持った着実な取組を要望いたします。

さらに、新たな試みとして、八街市と千葉工業大学が情報共有の推進や意思決定の迅速化などを図るために、包括的な連携に関し協定を締結し、街づくりや地域経済活動活性化などについてICTを活用することとなり、地域社会の進展と人材の育成に力を入れております。

そのほかにも、くらしの便利帳及び市勢要覧の発行、南部老人憩いの家の空調設備の整備、風しん抗体検査の拡充、子育て世代包括支援センターの開設準備、農業後継者対策の推進、

道路環境の整備、八街ドラマフェスティバルの開催、八街イングリッシュキャンプの実施など、市民ニーズに合わせ、バランスの取れた各種事業を展開しております。

こうした積極的な市政運営を行っておりますが、本市の財政力は決して盤石とは言えません。しかしながら、人口が減少しているにもかかわらず、市税は収入額、収入率ともに上昇しており、約1億5千万円の増収、やちまた応援寄附金につきましても、前年度と比較し、災害支援寄附の約1千700万円を含みながらも、約3千400万円の増収となっております。

財政指標に関しましては、経常収支比率は前期同率、財政力指数は依然として低い水準ではあるものの、3か年平均では、ここ数年上昇を続けております。また、財政の健全性で、その指標の一部となる財政調整基金の残高は、前年度比で約3億4千300万円減少したものの、収束が見えない災害復旧、復興などに伴い、繰入額がかさんだことであると想像できます。

一方、令和元年度末時点の起債残高は2期連続で前年度より増額となっておりますが、これも小・中学校の空調設備整備に関する国の補助を活用するがゆえの前倒しが大きく影響していると判断いたします。

このように、現時点でできる市民サービスの充実を図りつつ、十分ではないにしても、財政健全化を確保できたことを評価させていただくとともに、オール八街で一丸となってこのコロナ禍の難局を乗り越え、ますますの改善と進展を期待いたしまして、賛成討論といたします。

#### ○議長（鈴木広美君）

次に、京増藤江議員の、議案第9号、議案第10号、議案第11号に対する反対討論を許します。

#### ○京増藤江君

それでは、まず、議案第9号、八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算に反対討論をいたします。

国保税の収納率はこの間上がっているものの、令和元年度現年度分は、88.38パーセント、過去分との全体では60.09パーセントで、県下最低クラスです。不納欠損額は前年度比約786万1千円減額、収入未済額は約1億8千517万3千円の減額となっております。しかし、平成30年度の不納欠損額は、前年度比約3千840万5千円の減額、そして、平成29年度は約2千595万4千円の減額でした。また、収入未済額は、平成30年度には約2億205万3千円の減額、平成29年度は約2億2千45万4千円の減額であったことと比較すると、令和元年度の減額は顕著に減っており、消費税増税、減収等により生活が厳しくなる中で、徴収強化をすることに無理があります。

資格証明証は、この間、200世帯以上、被保険者世帯の1.5から1.6パーセントに交付しています。また、保険証の滞留世帯は令和元年度246世帯でした。全世帯に対し、正規の保険証を交付するよう求めます。

所得0円から200万円未満の滞納世帯は59.7パーセントを占めており、払いたくても

払い切れない状況が長年続いており、恒常的低所得者に対する国保税減免実施を強く求めます。

後期高齢者支援金等分は、国保加入世帯が減っているにもかかわらず、前年度比約1千544万8千円増加の約6億630万4千円です。75歳以上の人が増えれば、それに比例して支援金等分を増やせば、国保税に反映され、今でも高過ぎる国保税引上げにつながり、滞納者を増やします。国、県の補助金を増やすよう要求すべきです。

1人当たりの医療費増加の中、健康診断者数や人間ドック受診者数が増加しているというような賛成討論がありました。保険事業については、人間ドックへの助成は評価できますが、体や心の健康増進、病気予防に対し、もっと積極的な施策が必要と思います。喫煙や飲酒、パチンコなど、依存症に関わることについて、各年代において、注意喚起、啓蒙等を求めます。誰もが安心して病院にかかれるようにするために、全国市長会も要求している1兆円の公費負担の実施により、均等割を廃止し、国保税を協会けんぽ並みに引き上げることを求めます。

以上の理由から、議案第10号に反対します。

続きまして、議案第10号、令和元年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に反対討論をいたします。

制度創設に対する国民多数の反対を押し切って、平成20年に制度が創設されましたが、制度創設2年後の平成22年には、不納欠損件数は284件でした。いかに過酷な制度か分かります。徴収強化に努め、不納欠損数が100件以下の年もありましたが、平成28年度以降は100件を超えています。

令和元年度は催告書や督促状など、合計2千765通送付しているものの、不納欠損数は2番目に多い216件でした。不納欠損額は平成30年度と比べますと、約254万2千円増加の約704万2千円と、制度発足以来、最高となりました。

令和元年度は介護保険の低所得者の保険料を軽減する一方、後期高齢者医療保険の低所得者に適用されている保険料の軽減特例が9割から8割に縮小され、保険料が4千100円も引き上げられる中で、収納率は前年度比で僅かに上がりました。しかし、平成30年度の収納率は制度開始以来最も低い95.63パーセントであり、令和元年度の収納率は上がったといっても、平成24年度と並んで2番目に低い95.70パーセントと、県下最低クラスが続いています。次年度は制度廃止により、さらに4千100円の負担増となり、払いたくても払えない状況が広がるのが懸念されます。

賛成討論において、介護保険料の軽減などが実施されていますが、後期高齢者医療保険料の収納率向上は喫緊の課題ですというようなことが述べられました。しかし、2つの制度の保険料の一方は引き下げ、一方は同額程度引き上げるような方法は、1人の人が支払う保険料の額に大差はなく、保険料滞納の解決にはなりません。年金引下げ、消費税増税等による負担増が続く中、収納率を引き上げるためには、後期高齢者医療保険料の特例軽減措置の復活等による保険料引下げが必要です。

八街市は保険料滞納者に交付される短期保険証を、平成25年8月から中止しました。このような高齢者の医療、暮らしを守る施策こそが必要であり、滞納せざるを得ない低所得者に対し、生活状況を聞き取り、生活保護等につなげるよう求めます。

75歳以上を別枠の医療保険に囲い込み、負担増と差別医療を押し付ける後期高齢者医療制度はうば捨て山だと怒りの世論が広がり、制度導入時に保険料軽減の特例措置を設けざるを得ませんでした。高齢者が増えるほど保険料が高くなる制度では、高齢者の健康、暮らしを守ることはできません。

制度廃止を求め、議案第10号に反対いたします。

すみません。先ほど、議案第9号に反対したんですけれど、「議案第10号」と最後に言っ  
てしまいました。「議案第9号に反対します」と訂正させていただきたいと思います。よろ  
しくお願いします。

**○議長（鈴木広美君）**

京増議員、今のは議案第10号の反対討論でよろしいんですね。

**○京増藤江君**

最初に議案第9号。

**○議長（鈴木広美君）**

最初は第9号でよろしいんですが、その次に議案第10号のところを言い間違えております  
ので、議案第10号ということよろしいですね。訂正でよろしいですね。

**○京増藤江君**

はい。失礼いたしました。

続きまして、議案第11号、令和元年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算に反対討論を  
いたします。

令和元年度の収納率は、90.23パーセントと、前年度比0.51パーセントと上がった  
ものの、県下最低クラスが続いています。不納欠損額は約467万5千円、収入未済額は2  
千118万9千円増加しました。普通徴収者が最も多く、滞納者割合も高い保険料第1段階  
では、保険料基準額が4千700円引き下げられ、令和元年度の滞納割合は前年度比約3.  
01パーセント減って19.0パーセントとなり、保険料引下げの効果が現れています。第  
一段階に対しては、来年度も同額の引下げが実施されますが、さらに保険料引下げを拡充し、  
誰もが払える介護保険料を設定すべきです。令和元年度に7人に適用された保険料滞納によ  
るサービス制限があってはなりません。

賛成討論において、平成12年に制度を創設してから高齢者が2倍に増加する中、健康教育  
を増進し、保健推進員の充実がされましたという意見が述べられました。

保険給付については高齢化を反映して増加しています。しかし、市民の経済状況から必要な  
サービスを抑制せざるを得ない状況は、平成12年に制度創設以来の問題です。例外はあり  
ますが、3年ごとの制度見直しのたびに、保険料の値上げと制度改悪が進められ、自己負担  
の限度額があっても1割から3割の自己負担が重く、必要なサービスを諦める状況が続いて

います。介護離職にもつながる保険あって介護なしと言われる状況を改め、必要な人が安心して介護を受けられる制度にしなければなりません。

特養ホームについては、市内全体の特養ホームの定員は増えているものの、令和元年度の待機者は74人です。早期の解消が必要です。併せて、要介護1、2の方の待機の解消を求めます。また、介護者の負担を減らすために、介護予防におけるショートステイの充実も必要です。

最後に、次期第8期制度において、介護保険料の引上げをせず、要介護1、2を制度から外すなどの制度改悪に反対し、制度を充実させ、利用料については収入や生活実態に合った金額にするなど、介護を必要とする人も家族も安心できる制度にするよう、国に意見を上げること求め、議案第11号に反対します。

#### ○議長（鈴木広美君）

次に、栗林澄恵議員の議案第9号に対する賛成討論を許します。

#### ○栗林澄恵君

議案第9号、令和元年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

本市の国民健康保険は、人口減少及び少子高齢化の進行により、被保険者は減少傾向にあります。また、制度の担い手である現役世代の被保険者も減少しています。よって、国保の運営の根幹である保険税も減収傾向にあります。また一方、加入者の高齢化により医療費の上昇は続いており、国保運営は財政的に厳しい状況に置かれています。

こうした中、平成30年度から、都道府県が市町村と共に国保運営を担い、都道府県が財政運営の責任主体として継続可能な財政運営の実現に向け、中心的な役割を担うこととなり、本市の国保財政は平成30年度に続き、令和元年度も一般会計からの法定外の繰入れをしない財政運営を実現しております。

歳入については、保険税の収納において、被保険者の減収に伴う保険税収が減少する中、口座振替納付の利用促進や広報紙への掲載、各種啓発活動、また、ペイジー口座振替受付サービスを開始するなどの納税しやすい環境を整えたことにより、現年度課税分の収納率は、前年度比で0.86パーセントの増と、上昇の傾向が見られます。このことは納税率向上に努められた成果であると考えます。

また、歳出については、ここ数年、被保険者が減少傾向にあることも起因して、保険給付費総体は減少傾向にあります。高齢化の進行や高度医療の普及等に伴い、全国的にも1人当たりの医療費は増加している中で、継続的な保健事業の推進により、健康への意識啓発が図られ、特定健康診査、人間ドック等の受診率は年々向上しています。このことは被保険者への健康増進に向けた取組の成果であると思われまます。

国民健康保険は、被保険者である市民の皆様の健康を守るという重要な役割を担う制度であります。今後も県と共同して国民健康保険事業の運営にあたり、保険事業の充実と医療の医療の適正化、保険税収納率の向上に積極的に取り組んでいただくことを要望いたしまして、

賛成討論といたします。

○議長（鈴木広美君）

次に、小澤孝延議員の議案第10号に対する賛成討論を許します。

○小澤孝延君

議案第10号、令和元年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

後期高齢者医療制度は原則75歳以上の方を対象に、安心して医療を受けることができるよう、平成20年度から創設された医療保険制度であります。高齢化が進み、被保険者や医療費が増加する中、保険料の軽減措置が講じられるなど、着実に制度が定着し、成果が上げられてきています。

令和元年度は、保険料軽減特例の見直しが行われ、段階的に縮小されていきますが、社会保障充実策として、介護保険料軽減や年金生活者、支援給付金の支給等対策が講じられております。

八街市の後期高齢者医療保険における被保険者は、令和2年3月末で8千809人、前年度比で193人、2.24パーセントの増加で、八街市の総人口6万9千169人の12.74パーセントにあたり、市全体の人口が減少する中、増加を続けております。

広域連合へ納付した保険料等負担金も6億2千901万1千651円で、前年度比で7.06パーセント増加しています。その一方で、滞納繰越分を含めた保険料収納率は、95.70パーセントと、昨年より0.06ポイント増加しておりますが、県内ではワースト2位という状況であり、収納率向上は喫緊の課題であります。

このような中でも後期高齢者医療制度は都道府県単位の広域連合が運営主体となるため、ますます増加が予想される高齢者の医療費に対して、広域化による財政基盤の強化が図られ、安定的な制度運営が継続されていくものと思っています。

今後も千葉県や広域連合と連携を図りながら、被保険者である高齢者の方々にご理解をいただき、持続可能な安心できる医療制度の構築に一層努力をいただくよう要望し、賛成討論といたします。

○議長（鈴木広美君）

次に、小川喜敬議員の議案第11号に対する賛成討論を許します。

○小川喜敬君

私は、議案第11号、令和元年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

令和元年度末における本市の65歳以上の高齢者人口は2万853人であり、また、要介護、要支援認定者は2千785人です。制度開始の平成12年度当初と比較いたしますと、高齢者人口はおよそ2.3倍に、要介護、要支援認定者はおよそ3.3倍の増加傾向にあり、高齢化社会が急速に進展する上で、いわゆる団塊の世代が、令和7年、2025年には75歳以上の後期高齢化を迎える状況であり、今後ますます介護保険制度が老後を支える制度と

して定着、かつ拡充が求められているところと思います。

令和元年度は第7期（2018年から2020年度）高齢者福祉計画・介護保険事業計画を一体化して策定しており、この計画の2か年目を迎えるところでございますが、この計画の中において、「健康と思いやりにあふれる街」を実践するという基本理念を掲げており、6つの基本目標を柱にしている計画ですが、その1つとして、介護保険サービスの充実では、本年4月に八街北中学校区において、特別養護老人ホーム1施設90床を開所されました。介護施設の充実が図られているところであります。

続きまして、生涯にわたる健康づくりの推進においては、介護を要する状態にならないよう、介護予防運動教室等を開催し、健康教育の充実と介護予防の普及、啓発を図っております。また、高齢者が安心して暮らすことができるまちづくりにおいては、市の広報紙やホームページ、メール配信に加え、保健推進員の充実、地域の民生委員を通じて必要な情報提供が行われていると同時に、見守りが必要な高齢者や災害時に援助を要する高齢者の情報提供等を行い、きめ細やかな情報交換が交わされています。民生委員、担当職員のご労苦が窺われるところでございます。

また、介護給付費については、第7期2か年目において、給付費の見込みに大きな乖離はないと聞いており、堅実な介護保険運営をされているのではないかと感じているところでございます。介護保険財政の健全性、持続性の確保に十分努力されていると思われまます。

今後も平成30年3月に策定された、第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づいて、本市の実情を踏まえた高齢者福祉の拡充、介護保険財政の健全性、持続性の確保を要望いたしまして、令和元年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に賛成いたします。

#### ○議長（鈴木広美君）

ほかに討論の通告はありません。

これで討論を終了いたします。

これから採決を行います。採決は分割して行います。

最初に、議案第3号、八街市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

#### ○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号、八街市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号、八街市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、令和2年度八街市一般会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（鈴木広美君）

起立多数です。議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、令和2年度八街市介護保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、令和2年度八街市下水道事業会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、令和2年度八街市水道事業会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、令和元年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は認定です。この議案は原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（鈴木広美君）

起立多数です。議案第8号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第9号、令和元年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は認定です。この議案は原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（鈴木広美君）

起立多数です。議案第9号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第10号、令和元年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は認定です。この議案は原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（鈴木広美君）

起立多数です。議案第10号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第11号、令和元年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は認定です。この議案は原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（鈴木広美君）

起立多数です。議案第11号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第12号、令和元年度八街市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この議案に対する委員長報告は認定です。この議案は原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第12号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第13号、令和元年度八街市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は原案可決及び認定です。この議案は原案のとおり可決及び認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第13号は原案のとおり可決及び認定されました。

次に、議案第17号、八街市立小中学校GIGAスクール構想タブレット型PC端末購入に係る契約の締結についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第17号は原案のとおり可決されました。

決算審査特別委員会に付託されていた案件については、ただいま本会議において全て認定、並びに原案可決及び認定されました。

これで決算審査特別委員会を解散いたします。

本日の日程は、全て終了しました。

会議を閉じます。令和2年9月第3回八街市議会定例会を閉会します。

この定例会は、終始熱心な審議を経て、全ての案件を議了し、ただいま閉会になりました。執行部は、各議員から出されました意見を十分尊重し、市政を執行されますよう強く要望いたします。閉会のご挨拶といたします。

議員の皆様申し上げます。この後、全員協議会を開催しますので、議員控室にお集まりください。

ご苦労さまでした。

（閉会 午後 2時17分）

○本日の会議に付した事件

1. 発議案の上程

発議案第4号、発議案第5号

提案理由の説明

委員会付託省略、質疑、討論、採決

2. 議案第14号

委員長報告、質疑、討論、採決

3. 議案第3号から議案第13号、

議案第15号から議案第17号

委員長報告、質疑、討論、採決

.....  
発議案第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

発議案第5号 新型コロナウイルス感染におけるPCR検査の拡充を求める意見書の提出について

議案第3号 八街市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 令和2年度八街市一般会計補正予算について

議案第5号 令和2年度八街市介護保険特別会計補正予算について

議案第6号 令和2年度八街市下水道事業会計補正予算について

議案第7号 令和2年度八街市水道事業会計補正予算について

議案第8号 令和元年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第9号 令和元年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第10号 令和元年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第11号 令和元年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第12号 令和元年度八街市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第13号 令和元年度八街市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第14号 指定管理者の指定について

議案第15号 八街市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 八街市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 八街市立小中学校GIGAスクール構想タブレット型PC端末購入に係る契約の締結について

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和 年 月 日

八街市議会議長 鈴木 広 美

八街市議会議員 小 向 繁 展

八街市議会議員 栗 林 澄 恵

#### ※発言の取り消し及び訂正の表記について

■発言の取り消し＝発言の内容を記載せず、棒線（——）により表示しています。

■発 言 の 訂 正＝発言のとおり記載してあります。その際、訂正部分にアンダーライン（○○○）を引き、会議中に発言が訂正されたことを示してあります。